

公 示

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可並び
に事業計画変更認可申請事案に係る標準処理期間について

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）の一部を改正する法律が平成15年4月1日から施行されることに伴い、地方運輸局長及び地方運輸局運輸支局長の権限に係る一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可並びに事業計画変更認可申請事案に係る標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

平成15年2月28日

中部運輸局長 平山 芳昭

記

1. 許可（法第3条、第35条第1項、第29条第1項）
 - (1) 一般貨物自動車運送事業
3～5ヶ月（特別積合せ貨物運送を行うにあつては、4～6ヶ月）
 - (2) 特定貨物自動車運送事業
2～4ヶ月
 - (3) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可
2ヶ月
2. 事業計画変更認可（法第9条第1項、第35条第6項）
 - (1) 一般貨物自動車運送事業
1～3ヶ月（運輸支局権限に係るもの）
1～4ヶ月（その他のもの）

(2) 特定貨物自動車運送事業

1～3ヶ月

(3) 貨物自動車利用運送

1～4ヶ月

3. 貨物自動車運送事業法上の申請事案に係るもの

(1) 運送約款の認可（法第10条第1項）

2ヶ月

(2) 事業の譲渡及び譲受の認可（法第30条第1項）

1～3ヶ月

(3) 法人の合併、分割の認可（法第30条第2項）

1～3ヶ月

(4) 相続の認可（法第31条第1項）

1～3ヶ月

(5) 運輸支局長から運輸局長への進達

5～10日

4. その他

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれない。

①申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間

②申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等

附 則

1 本公示は、平成15年4月1日以降当局管内の運輸支局において受理した申請について適用する。

2 平成6年9月1日付け中運局公示第98号「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可並びに事業計画変更認可申請事案に係る標準処理期間について」及び平成6年10月1日付け中運局公示第118号「貨物自動車運送事業法上の申請事案に係る標準処理期間について」は平成15年3月31日までに当局管内の運輸支局において受理した申請の処分の終了をもって廃止する。

3 本公示は平成25年11月1日以降当局管内の運輸支局において受理した申請につい

て適用する。

4 本公示は令和元年11月1日以降当局管内の運輸支局において受理した申請について適用する。